

悪臭防止法に基づく規制基準（規制基準は、敷地境界線、気体排出口及び排出水について定めています。）

1 事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

（法第4条第1項第1号に規定する規制基準）

特定悪臭物質の種類	大気中の濃度の許容限度 (単位 ppm)	特定悪臭物質の種類	大気中の濃度の許容限度 (単位 ppm)
アンモニア	1	イソバレラルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸メチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレラルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

2 事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口の規制基準

（法第4条第1項第2号に規定する規制基準）

上記1に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出して得た流量を限度とする。

3 特定悪臭物質を含む水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準

（法第4条第1項第3号に規定する規制基準）

特定悪臭物質の種類	事業場から敷地外に排出される排出水の量	排出水中の濃度の許容限度 (単位mg/L)
メチルメルカプタン	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.03
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.007
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.002
硫化水素	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.1
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.02
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.3
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.07
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.6
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.1
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.03